

症例報告の倫理審査に関する手順書

この手順書は、岐阜大学（以下「本学」という。）で学会や学術誌等、本学外部に症例（事例を含む）報告（以下「症例報告」という。）を発表するにあたって倫理審査委員会の承認が必要となる場合の手続きについて、岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会規程（令和3年度岐大規程第10号。以下「規程」という。）第24条に基づき定めるものである。

1. 対象となる症例報告

症例報告を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合において、岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を受けることができる。

- 一 学会発表や学術誌に投稿する際に倫理審査委員会での承認を求められる場合
- 二 その他、倫理審査を希望する場合

2. 申請

申請者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 症例報告倫理審査申請書
- 二 所属長の署名を得た症例（事例）報告届出書
- 三 抄録原稿又は投稿原稿
- 四 その他症例報告に関する書類

3. 委員会の審査

委員会は、申請者から申請のあった症例報告について、倫理的観点から審査するものとする。

4. 迅速審査

委員会は、症例報告の審査について、委員会があらかじめ指名した委員により迅速手続による審査を行うことができる。

5. 審査結果の通知

委員長は、審査終了後速やかに、その判定を所定の症例報告倫理審査結果報告書により医学系研究科長及び医学部附属病院長（以下「医学系研究科長等」という。）に報告するものとする。

6. 症例報告の許可

医学系研究科長等は、委員会の審査結果に基づき、申請のあった症例報告について許可を

与えるか否かの決定を行い、所定の症例報告実施許可通知書により申請者に通知するものとする。

附 記

この手順書は、令和5年6月21日から実施し、令和5年4月1日から適用する。